

特定非営利活動法人 十夢の会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人十夢の会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を福岡市東区香住ヶ丘6丁目20番33号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、主として犬・猫に対して、保護・救出・飼養・譲渡に関する事業を行い、動物愛護・適正飼養・環境保全に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 環境の保全を図る活動
- (5) 災害救援活動
- (6) 地域安全活動
- (7) 子どもの健全育成を図る活動
- (8) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 犬及び猫の救出、保護、飼養及び譲渡に関する事業
 - ② 動物愛護思想及び適正飼養の普及啓発事業
 - ③ 犬及び猫の保護施設（シェルター）の設置及び運営事業
 - ④ 災害時における飼い主と飼養動物の同行避難に関する訓練及び啓発事業
 - ⑤ 犬及び猫のためのチャリティコンサートその他の啓発イベントの企画及び運営事業
 - ⑥ 動物に関する相談支援事業
 - ⑦ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して積極的に運営に参画する個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同して援助を行う個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して3年以上会費を滞納し、催告を受けてもなお納入しないとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 6人
- (2) 監事 1人

理事のうち、1人を理事長とし、2人を副理事長に置くことができる。

理事のうちから事務局長を置くことができる。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは

- 定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

- 第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

- 第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

- 第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。
- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

- 第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

- 第19条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。
- 2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

- 第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

- 第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

- 第22条 総会は、以下の事項について議決する。
- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬

- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第48条において同じ。）
その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

（開催）

第23条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

（招集）

第24条 総会は、第23条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第23条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

（議長）

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

（定足数）

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

（議決）

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

（表決権等）

第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、ネットワーク機器等の接続によるオンライン会議システム（発言等の情報伝達の双方向性及び即時性が確保されているものに限る。以下同じ。）によって、総会に参加し、表決することができる。

4 前2項の規定により表決した正会員は、第26条、第27条第2項、第29条第1項第2号及び第49条の適用については、総会に出席したものとみなす。

5 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

（議事録）

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所

- (2) 正会員総数及び出席者数（書面、電磁的方法若しくはオンライン会議システムによる表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名、押印しなければならない。
- 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録を作成した者の氏名

第6章 理事会

（構成）

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

（権能）

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

（開催）

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

（招集）

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第32条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

（議長）

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

（議決）

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（表決権等）

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、ネットワーク機器等の接続によるオンライン会議システムによって、理事会に参加し、表決することができる。
- 4 前2項の規定により表決した理事は、第35条第2項及び第37条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 5 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面、電磁的方法又はオンライン会議システムによる表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第39条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理

事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第 45 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 46 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 47 条 この法人の事業年度は、毎年 9 月 1 日に始まり翌年 8 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 48 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 49 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第 50 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 51 条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、福岡市に譲渡するものとする。

(合併)

第 52 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 53 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第 10 章 雑則

(細則)

第 54 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	山本義裕
副理事長	棚成嘉文
副理事長	松田元
理事	久保雄二郎
理事	鍋島清美
理事兼事務局長	田尻裕己
監事	伊豫永良一

3 この法人の設立当初の役員の任期は第 15 条第 1 項の規定にかかわらず設立の日から令和 10 年 8 月 31 日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 43 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第 47 条の規定にかかわらず、成立の日から令和 9 年 8 月 31 日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

- | | |
|---------|--------------------------|
| (1) 年会費 | 正会員（個人・団体）2,000 円 |
| | 賛助会員(個人) 2,000 円（1 口以上） |
| | 賛助会員(団体) 20,000 円（1 口以上） |
| (2) 入会金 | 徴収しない |

役員名簿

特定非営利活動法人十夢の会

役職名	氏名	住所	報酬の有無
理事長	やまもと よしひろ 山本 義裕		無
副理事長	たななり よしふみ 棚成 嘉文		無
副理事長	まつだ はじめ 松田 元		無
理事	くぼ ゆうじろう 久保 雄二郎		無
理事	なべしま きよみ 鍋島 清美		無
理事兼事務局長	たじり ゆうき 田尻 裕己		無
監事	いよなが りょういち 伊豫永 良一		無

設立趣意書

1 趣旨

近年、犬や猫の遺棄、飼育放棄、多頭飼育問題など、動物を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあります。また、災害時におけるペットとの同行避難や、動物の適正飼養に対する社会的関心も高まっており、人と動物が共生できる地域社会の実現が求められています。

私たち「十夢の会」は、これまで18年にわたり、犬及び猫の保護・救出活動をはじめ、動物愛護思想の普及啓発活動に取り組んでまいりました。さらに、犬・猫の命を守る活動への理解を広げるため、毎年チャリティーコンサートを開催し、多くの方々のご支援とご協力をいただきながら活動を継続してきました。

活動開始以来、多くの会員及び支援者の協力のもと、会則の制定、会計報告の実施など組織運営の充実に努めてまいりましたが、活動の拡大や社会的信用の向上、行政・企業・地域社会との連携強化を図るためには、法人格の取得が必要であるとの考えに至りました。

今後は、犬及び猫の保護・救出・飼養・譲渡活動の充実に図るとともに、動物愛護思想及び適正飼養の普及啓発活動を推進し、人と動物が共生できる地域社会の実現及び良好な生活環境の保全を目指してまいります。また、将来的には保護動物のためのシェルター整備にも取り組み、安心して暮らせる環境づくりを進めていきたいと考えております。

これらの活動を継続的かつ公益的に推進し、広く地域社会の福祉の増進及び環境の保全に寄与するため、ここに特定非営利活動法人十夢の会を設立するものです。

2 申請に至るまでの経過

2026年6月26日午後2時より発起人会を開催し、法人設立の趣旨、定款、事業計画書及び活動予算書並びに設立当初の役員構成等の原案について審議を行った。

その後、2026年7月3日午後4時より設立総会を開催し、発起人会において作成した設立趣旨、定款、事業計画書、活動予算書及び役員の選任等について提案し、慎重に審議した結果、原案どおり承認・議決された。

以上の経過を経て、特定非営利活動法人十夢の会の設立認証を申請するものである。

2026年 7月 4日

特定非営利活動法人 十夢の会

設立代表者 山本 義裕

令和8年度 事業計画書
設立の日から令和9年8月31日まで

特定非営利活動法人十夢の会

1 事業の成果

犬及び猫の保護、救出、飼養及び譲渡活動を推進するとともに、動物愛護思想及び適正飼養に関する普及啓発活動を行い、人と動物が共生できる地域社会の実現及び良好な生活環境の保全を目指す。また、将来の保護施設（シェルター）の整備に向けた基礎的な調査及び準備を進める。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名

定款の事業名	事業内容	実施日時	実施場所	従事者の人数	受益対象者の 範囲及び人数	事業費の金額 (千円)
犬及び猫の保護、救出、飼養及び譲渡事業	保護犬・保護猫の救出、保護、飼養及び里親探しを行う。	通年	福岡市及び近郊	5人	約100人	450
動物愛護思想及び適正飼養に関する普及啓発事業	動物愛護及び適正飼養に関する啓発事業を行う。	通年	福岡市内	4人	約200人	50
犬及び猫の保護施設（シェルター）の設置及び運営事業	シェルター設置に向けた検討及び運営準備を行う。	通年	福岡市及び近郊	3人	約50人	0
災害時における飼い主と飼養動物の同行避難訓練及び啓発事業	同行避難に関する訓練及び啓発活動を行う。	通年	福岡市及び近郊	5人	約300人	30
犬及び猫のためのチャリティーコンサートその他の啓発イベントの企画及び運営事業	犬・猫の殺処分ゼロを目的としたチャリティーコンサートを開催する。	2026年 10月21日	なみきホール	12人	約300人	500
動物に関する相談事業	各種動物に関する相談事業	通年	福岡市及び近郊	5人	約50人	20
その他この法人の目的を達成するために必要な事業	必要に応じて関係団体との連携及び情報収集を行う。	随時	福岡市及び近郊	5人	約50人	0

令和9年度 事業計画書

令和9年9月1日から令和10年8月31日まで

特定非営利活動法人十夢の会

1 事業の成果

犬及び猫の保護、救出、飼養及び譲渡活動の充実を図るとともに、動物愛護思想及び適正飼養に関する普及啓発活動を推進する。また、地域社会との連携を深め、人と動物が共生できる環境づくりを進めるとともに、将来のシェルター整備に向けた具体的な検討を行う。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名

定款の事業名	事業内容	実施日時	実施場所	従事者の人数	受益対象者の 範囲及び人数	事業費の金額 (千円)
犬及び猫の保護、救出、 飼養及び譲渡事業	犬及び猫の保護、救出、飼養及び譲渡活動を実施し、里親探しを行う。	通年	福岡市及び近郊	6人	一般市民及び 飼養者 約150人	650
動物愛護思想及び適正 飼養に関する普及啓発 事業	動物愛護及び適正飼養に関する啓発活動及び情報発信を行う。	通年	福岡市及び近郊	6人	一般市民 約300人	80
犬及び猫の保護施設 (シェルター)の設置及び 運営事業	シェルター設置に向けた検討及び運営準備を行う。	通年	福岡市及び近郊	5人	一般市民及び保護活動 関係者 約500人	0
災害時における飼い主と 飼養動物の同行避難訓練 及び啓発事業	同行避難訓練及び防災啓発活動を実施する。	年6～7回	福岡市及び近郊	5人	飼養者及び 地域住民 約100人	50
犬及び猫のためのチャリ ティーコンサートその他の 啓発イベントの企画及び 運営事業	犬・猫の殺処分ゼロを目指したチャリティーコンサートを開催する。	年1回	なみきホール	12人	一般市民 約300人	600
動物に関する相談事業	各種動物に関する相談事業	通年	福岡市及び近郊	5人	一般市民 及び関係者 約50人	100
その他この法人の目的を 達成するために必要な事 業	関係団体との連携及び情報収集を行う。	随時	福岡市及び近郊	5人	一般市民 約50人	0

令和8年度 活動予算書
 設立の日から令和9年8月31日まで

特定非営利活動法人十夢の会

(単位：円)

科目	金 額		
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費	24,000		
賛助会員受取会費	100,000	124,000	
2 受取寄附金			
受取寄附金	200,000	200,000	
3 受取助成金等			
受取民間助成金	300,000		
受取補助金	0	300,000	
4 事業収益			
チャリティーコンサート収益	600,000		
	0	600,000	
5 その他収益			
受取利息	0		
雑収益	0	0	
経常収益計			1,224,000
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	0		
法定福利費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
動物保護・飼養費	250,000		
医療費	100,000		
餌代・消耗品費	100,000		
啓発活動費	50,000		
同行避難訓練費	30,000		
コンサート事業費	500,000		
シェルター準備費	20,000		
その他経費計	1,050,000		
事業費計		1,050,000	
2 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給料手当	0		
	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
通信費	30,000		
事務用品費	20,000		
印刷製本費	30,000		
会議費	20,000		
雑費	0		
その他経費計	100,000		
管理費計		100,000	
経常費用計			1,150,000
当期経常増減額			
III 経常外収益			
	0		
経常外収益計		0	
IV 経常外費用			
	0		
経常外費用計		0	
税引前当期正味財産増減額			74,000
法人税、住民税及び事業税			0
当期正味財産増減額			74,000
前期繰越正味財産額 (設立時正味財産額)			0
次期繰越正味財産額			74,000

令和9年度 活動予算書

令和9年9月1日から令和10年8月31日まで

特定非営利活動法人十夢の会

(単位：円)

科目	金 額		
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費	24,000		
賛助会員受取会費	150,000	174,000	
2 受取寄附金			
受取寄附金	300,000	300,000	
3 受取助成金等			
受取民間助成金	700,000		
受取補助金	0	700,000	
4 事業収益			
チャリティーコンサート収益	600,000		
	0	600,000	
5 その他収益			
受取利息	0		
雑収益	0	0	
経常収益計			1,774,000
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	0		
法定福利費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
動物保護・飼養費	350,000		
医療費	150,000		
餌代・消耗品費	150,000		
啓発活動費	80,000		
同行避難訓練費	50,000		
コンサート事業費	600,000		
シェルター準備費	100,000		
その他経費計	1,480,000		
事業費計		1,480,000	
2 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給料手当	0		
	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
通信費	40,000		
事務用品費	30,000		
印刷製本費	40,000		
会議費	30,000		
雑費	30,000		
その他経費計	170,000		
管理費計		170,000	
経常費用計			1,650,000
当期経常増減額			
III 経常外収益			
経常外収益計	0	0	
IV 経常外費用			
経常外費用計	0	0	
税引前当期正味財産増減額			124,000
法人税、住民税及び事業税			0
当期正味財産増減額			124,000
前期繰越正味財産額（設立時正味財産額）			74,000
次期繰越正味財産額			198,000